

2. 関東大震災と特別融通

(1) 関東大震災の被害

大正12年（1923年）9月1日（土曜）午前11時58分44秒、後に「関東大震災」と呼ばれた、マグニチュード7.9に達する強烈な地震の初動が記録された。この激震は東京・神奈川・千葉・埼玉・静岡・山梨・茨城の1府6県を襲ったが、東京・横浜などの大都市では地震とともに火災が発生し被害を一段と拡大した。関東大震災の被災者総数340万4898人の49.9%は東京市に、12.1%は横浜市に属し、東京市全世帯の73.4%と横浜市全世帯の95.9%が被災した。建物・家具・機械設備等の焼失・倒壊・破損による民間損害額のみでも東京市25億5000万円、横浜市7億4000万円に上った。政府の大正12年度一般会計歳出規模13億2000万円と⁽¹⁾比べてみると、その被害の甚大なことが知れよう。

関東大震災により銀行も大きな打撃を受けた。東京市内の本店銀行138行、支店銀行310行、計448行のうち、震災当日から9月3日正午までに類焼の厄に遭ったものはそれぞれ121行（87.7%）、222行（71.6%）、計343行（76.6%）に及んだ。東京銀行集会所組合銀行84行中、事無きを得たのは日本勧業・日本興業・三菱・小池・麴町の各本店銀行と横浜正金・台湾・住友の各支店銀行の8行にすぎず、横浜市内の銀行（本店銀行19行、支店銀行23行）はほとんど全部が焼失したという。⁽²⁾このような店舗の焼失・損壊等に加え大震災に伴って生じた社会的混乱や人心不安のため、東京市内では本行のほか大信銀行（神田区連雀町）があえて営業を継続したにとどまり、他は有力銀行でも9月7日に支払延期令が公布施行（後述）されるまで事実上休業を余儀なくされた。横浜でも市中各銀行は東京に倣って臨時休業を申し合わせ、善後処理をはかることにした。

関東大震災による銀行の被害としては、担保物件の焼失・破損、貸出先の被災、有価証券の値下がり等に伴う貸出回収難のほうが重大であった。その金額がどのくらいに上ったかは確定しがたいが、被災地の本支店銀行71行の大正12年末決算

によると、直接損害額1574万円に対し震災関係滞貸し消却額は1104万円に達して⁽³⁾いた。震災地以外に所在した銀行でも震災地に関係を有したものは、多かれ少なかれ損害をまぬかれなかったであろう。「当時政府の認むるところでは、震火災の為に物資を烏有に帰し、且つ信用の収縮の結果、流通困難となれる手形は約二十一億円」に及び、「之等の手形のうち、最も決済困難なるものは……五億円と想定」されたといわれている⁽⁴⁾。震災に伴う貸出の固定化から程度の差こそあれ経営難を感ずるに至った銀行は少なくなく、貸出固定化はその後相当長期間にわたって銀行界の一つの禍根となった⁽⁵⁾。

本行本店も関東大震災の被害を受けたが、地震そのものによる損害は当時新築中で落成直前にあった北分館（鉄筋造り、地階とも8階）のみにとどまった。しかし、地震当日の9月1日夕刻から夜半にかけて西方と北方から延焼してきた火の手に襲われ、まず西分館（素銅ふき石造り2階建て）が焼け、次いで東分館（スレートふき、れんが造り2階建て）も焼失した。石造りの本館（現在の旧館）は猛火によく耐え夜半過ぎまでは別状なかったが、ついに八角室塔屋および東方に面する3階の明かり取り窓から火炎が内部に入り、3階のほとんど全部と2階・1階の一部を焼き、9月2日の正午ごろようやく鎮火した⁽⁶⁾。3階の調査局と公文保存室は可燃物が多かったため全焼し、創業以来の貴重な諸記録の大半が焼失した。

大正12年11月29日に大蔵省銀行局に提出された本行被害額調査によると、大震災による損害額は建物74万円、机・車両・機械器具33万円、印刷物・消耗品類8万円、図書5万円、合計120万円に及んだ。ちなみに、本館の本格的修復は大正13年下期から15年下期にわたって実施されたが、その主体工事費のみで104万円弱を要した。

- (1) 日本銀行調査局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第22巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収、以下単に「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」と呼ぶ）749～753ページ。
- (2) 同上、756ページ。
- (3) 同上、759ページ。
- (4) 片岡直温『大正昭和政治史の一断面』西川百子居文庫、昭和9年、297ページ。

- (5) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」760ページ。
- (6) 詳細は日本銀行『日本銀行沿革史』第2輯第16巻、昭和14年、859～861ページを参照。

(2) 政府の震災対策

応急対策

大震災直後の被災地、とくに東京・横浜等における混乱と人心不安に直面して、政府はまず秩序の回復と民心の安定化に努力した。震災発生当時は、加藤友三郎首相の死去（8月24日）に伴う後継内閣の組閣中であったが、内田康哉（外相）臨時首相は9月2日午前9時に臨時閣議を開いて対策を協議し、被災者救援物資の確保を目的とする非常徴発令を施行すると同時に、東京市と近傍5郡に戒厳令をしいた。次いで、同日午後3時からの緊急閣議で、震災被害の救護関係事務を管掌する臨時震災救護事務局（同局総裁は首相、副総裁は内相）を設置することを決定し、即日、その官制を定めた勅令を公布施行した。

9月2日の夜、山本権兵衛内閣が成立し、井上準之助本行総裁が蔵相に就任した。これに伴い、同月5日、前内閣の市来乙彦蔵相が第10代本行総裁に就任した。山本内閣は成立後直ちに臨時閣議を開いたが、前内閣の講じた震災応急対策を引き継ぎ、翌3日、戒厳令適用区域を東京府と神奈川県にも広げる一方、各府県から警察官の急派を求めて避難民等の保護・取締まりと流言飛語の禁圧に努めた。同日夕刻、摂政宮から天皇のお手元金1000万円が下賜され、官民協力して適宜の応急措置を施し遺憾なきを期すべき旨の御沙汰があった。これを受けて政府は4日に内閣告諭を発して国民の奮起を促す一方、7日に治安維持令・暴利取締令・支払延期令の3勅令を公布施行した。

9月12日、帝都復興に関する詔書が發布され、「速ニ特殊ノ機関ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ」るよう宣せられた。同月16日、山本首相は告諭を発表して帝都復興への決意を開陳し、次いで政府は、19日に帝都復興審議会官制を公布施行し、即日、19名の審議会委員を任命するとともに、27日に内閣直属の帝都復興院官制を制定した。帝都復興審議会は9月21日に第1回会議を開き、臨

時物資供給令の制定を決定した。翌22日、政府は同供給令を公布施行するとともに、同令に基づき政府が行う物資売買の収支を一般会計と区別して経理するため臨時物資供給特別会計令を公布施行した。この特別会計令により政府は1億円まで借入金を行うことができることになったが、臨時物資供給令の運用は帝都復興院にゆだねられ、大正12年度と13年度中に2630万円の物資が調達された。

支払延期令の公布

上述のような主として物資面における措置と併行して、金融面の対策も講じられたことはいうまでもない。震災により店舗を喪失した銀行が多数に上ったうえ交通・通信機関が途絶したため、東京・横浜の中央金融界が活動停止に陥っただけでなく、大阪その他地方金融界もその影響を受けて円滑な活動を阻害されたので、金融の疎通をはかって人心を安定させることが最緊要と認められたからである。

9月3日の午後1時、東京銀行集会所理事、東京手形交換所委員および主要銀行代表は、銀行集会所に参集して震災善後策について協議した。その結果、①9月1日から1か月間全国にモラトリアム（債務の支払猶予）を施行すること、②銀行営業所・焼失金庫の軍隊による警備を要請することを決定し、同日午後4時、井上蔵相の招致を受けたシンジケート銀行団はこの二つの要望を申し入れた。被災地の銀行は、大震災による取引先の資産急変に伴い債権回収の見定めがつかなかった反面、預金債務はその性質上直ちに支払請求に応じなければならなかったため、業務再開後の預金引出しなどを顧慮すると容易には営業を開始できない状態にあった。したがって、市中銀行に営業を再開させるためには、支払準備資金を早急に供給する一方、支払請求の殺到を緩和する必要があった。また、震災地に関係する一般金銭債務を放任すれば、震災後の人心の不安と財産状態の混乱からみて無用の紛争を引き起こすおそれもあったので、その対策も講じなければならなかった。蔵相はシンジケート銀行団の上記陳情におおむね同意し、至急閣議⁽¹⁾に提出するよう取り計らうことを約束した。

9月4日、井上蔵相は支払延期令公布の件を閣議に提議し、6日午後4時から

開かれた枢密院会議においてその説明に努めた。枢密院は直ちにこれを可決したので、翌7日、政府は緊急勅令第404号「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」（いわゆる支払延期令または支払猶予令）を公布施行した。この勅令は、債務者が震災地（東京府・神奈川県・静岡県・埼玉県・千葉県）に住所または営業所を有する場合は、銀行であると否とにかかわらず、すべてその金銭債務の支払いを30日間延期し、また手形等有価証券の権利保存行為をなすべき期限についても同一期間延長することを認めたものであった。ただし、①国その他地方公共団体の債務の支払い、②俸給・賃金の支払い、③俸給・賃金支払いのためにする銀行預金の支払い、④1日100円以下の銀行預金の支払いは延期できないことにされた。つまり、「銀行は其の除外例に属する仕払を為すだけの資金を用意すれば開店が出来る。其の程度の資金調達に日本銀行が特別の便宜を与ふることは出来るだらう。此くして預金の制限仕払により資金疏通の端を開き、漸次に金融機能の回復を図ると云ふのが仕払猶予令の趣旨であつた」といえよう。⁽²⁾

当時の本行理事深井英五の回想によれば、支払延期令の公布に先立ち井上蔵相から震災後の金融対策に関して協議を受けた際、深井理事は支払延期令の施行に直ちに同意を示したが、「仕払猶予令と共に、政府が日本銀行の損失を補償する方法を立つるにあらざれば、善後処置を十分にし得ないだらうと進言した」という。なぜならば、「預金の制限仕払に要する資金の程度ならば、日本銀行独自の力を以て援助するも差支えないが、仕払猶予令の期限をなだらかに経過して金融の疏通を回復するには、猶予令の適用を受くる債務即ち震災手形に融通性を与ふる為め日本銀行に於て之を再割引しなければなるまい。それは随分多額に上るであらうし、既に損害を蒙つて居るものに融通を与へるのだから、窮極日本銀行の損失に帰するものもあるべきことを覚悟しなければならぬ。又さやうの手形を割引することが果して法規上妥当なるやとの疑義もある」からであった。⁽³⁾

銀行の営業再開

支払延期令が公布施行された12年9月7日、井上蔵相は本行正副総裁、朝鮮銀

2. 関東大震災と特別融通

行副総裁、第一・第百・三井・三菱・十五・安田等主要銀行代表を官邸に招いて支払延期令につき説明した。同日夕刻、本行正副総裁、大蔵省銀行局長および関係銀行代表数名は本行において金融機関復旧問題を協議したが、「東京市再興の上より見るも商工業復興資金疏通の為め銀行の業務開始は焦眉の急」であるので、「此際業務を開始する銀行に対して日銀は能ふ限り援助し、支払準備金の貸出に就ても面倒なる条件を設けずして銀行ごとに各別なる協定を為して無制限に応援することとし、大阪の金融に就ても東京に臨むと同様の態度にて援助し、万一取付等の事変ある時は日本銀行は十分の監督を為すと同時に、完全なる救済策を立てて援助することを日本銀行側より申出でたるため、諸銀行も大に安心して業務を開始することに決した⁽⁴⁾」といわれている。

その前日の9月6日午後2時から、東京銀行集会所と東京手形交換所の主要銀行代表は日本興業銀行において被災銀行の業務開始につき協議した結果、①被害のなかった本店銀行は9月8日から開業する、②被災銀行はできるだけ早く開業するよう努力する、③火災の被害を受けなかった支店銀行は①の本店銀行と同一步調を取るよう勧誘することを決定していた。そのうえ、7日の支払延期令施行と同日夕刻の本行における協議もあったので、9月8日には日本興業・横浜正金・台湾・日本勧業・三菱・住友・明愛貯金の7銀行が業務を再開した。

一部銀行が営業を再開した9月8日の午後1時、東京手形交換所組合銀行50行の代表者が銀行集会所に集まり、協議の末、①東京組合銀行の預金債務総額は約18億円であるので、政府はこの際無担保でその2割以上に相当する資金を銀行に融通する、②この融通金は支払延期令の規定に従い1口100円以下の預金および給料その他当然支払いを要する資金の支払いに充当し、焼失金庫の整理が進むにつれて担保を提供するという2条件により、日本銀行をしてその資金の一部を融通させるよう政府に要請すること、ならびに店舗を焼失した銀行は一日も早く開業するように努力するが、開業時期は各銀行に任せることを決議した。即日、第百銀行池田謙三頭取、十五銀行成瀬正恭頭取、安田銀行結城豊太郎副頭取は井上蔵相を訪れ、上記の資金融通に関する決議を提出した⁽⁵⁾。

前後の事情から見て9月9日のことと推定されるが、政府は市中銀行に対し、

その焼失金庫所在地ならびに開業した銀行店舗に軍隊を配置することになるとともに、日本銀行をしてできる限り援助させるので一日も早く開業するよう勧奨した。本行も震災地における金融機関の速やかな復興をはかると同時に、中央との交通が困難なため金融の円滑を欠く地方の銀行に所要の資金を供給し、金融界の安定を保ち一般財界の回復機運を促進させるため、①貸出に関する既往の限度撤廃、②担保品の範囲拡張、③信用貸出、④取引先以外の銀行に対する門戸開放などの応急策を発表し、また、輸入為替の取組みに対し極力援助を与える方針を取り、震災発生以来横浜正金銀行に実施してきた在外正貨の払下げを、今後はその他の為替銀行にも生活必需品・建築材料の輸入に限り無制限に実施することを決定したと報じられている。⁽⁶⁾このような政府の勧奨と本行の支援表明が効果を挙げたのであろうか、9日の夕方までに大蔵省に対し業務再開を届け出た本・支店銀行は44行を数えたが、以後、開業する銀行が相次ぎ、17、18日ごろまでに東京手形交換所組合銀行のほとんどが開業するに至り、15日にはコール取引も開始された。

上述のように、支払延期令の施行を契機として営業を開始する銀行が相次いだ、開店後の預金引出しは当初の予想に反してわりあいに少なく、かえって預金する者が多く、情勢は非常に平穏であった。⁽⁷⁾預金者の態度が冷静であったのは、銀行関係者の語る所を総合すると、①速やかに戒厳令がしかれ民心が安定した、②暴利取締令が顕著な効果を挙げ物価は平常と大差なかった、③政府の迅速な行動により食糧品の輸送が早かった、④支払延期令の施行により債権債務関係の紛争が防止された、⑤銀行が早急に開業準備に着手した、⑥政府と日本銀行が徹底的救済を声明し国民を安心させた、ことによるところが大きかったといわれている。⁽⁸⁾

地方金融界の状況

震災地以外の地方金融界について見ると、多かれ少なかれ関東大震災の間接的影響をまぬかれなかったが、おおむね12年9月半ばごろまでには平常に復した。本行各支店の震災直後における管内金融界の状況報告を取りまとめれば、大要下

記のようであった⁽⁹⁾（以下、かっこ内は報告支店名）。

8月の旧盆決済期または月末時、あるいは季節的資金需要期に大震災が発生したならば、今日のような平穩を維持できなかったであろうと考えられ、震災の発生が9月初めであったことは不幸中の幸いであったとする所が多かった（岡山・秋田・小樽）が、9月から経済活動が最盛期に入るところを震災により出ばなをくじかれた地方もあった（函館）。

震災地に本店を有する支店銀行が極めて少なく、かつ資金関係また商取引先の中心が大阪であった地方（岡山・松江）では、大震災の影響もはなはだ軽微にとどまり、大震災を対岸の火災視して単に同情するに終わった。これに対し、平素関東地方あるいは中央金融市場と密接な関係を有していた地方（京都・松本・新潟・秋田・函館）、または東京に近く東京の大銀行に預け金を有し、主要有価証券を預け入れていた地方銀行の多かった地方（福島）は甚大な影響を受けた。いずれの場合も各地元銀行は万一の場合に備えて貸出やコール放出を手控え、手元準備の充実に努めたため、従来地元一流銀行に依存していた郡部銀行は資金調達難に陥り、本行に借入れを依頼するものが増加した（新潟）。また本行取引先銀行でも、本行借入れの担保となる有価証券を震災地の銀行に預け入れていた場合は担保不足の問題が生じた（福島）。

京浜地区に本店を持つ各地の支店銀行は特に窮地に追い込まれた。本店の倒壊・焼失、取引先の被災に伴う貸出回収難等から先行きの経営悪化が懸念され、預金の取付けに遭った支店銀行は非常に多い。中には本店との連絡途絶のため資金繰りに窮し、ついに臨時休業を余儀なくされた銀行もあった（大阪・名古屋・京都）。また、支店銀行に対する取付けが地元銀行に波及した例も少なくなかった（大阪・名古屋・福島・広島）が、平素とかく経営に安定を欠いていた地元銀行で、大震災の報がきっかけになって預金を引き出され窮境に陥ったものもあった（門司・岡山）。

地方銀行の資金繰り上最も苦痛とされた点は、震災地との通信途絶のため資金回収難に陥ったことのほか、支払延期令の適用がなく為替戻債務の回収を受けたことであったといわれた（金沢）が、地元商人に対する売掛金の取立てが厳し

く、それが預金引出しを誘発して地方銀行の資金繰り逼迫を強めた例も見られた（新潟・函館）。不足資金の調達を大阪からの資金回送に求める例が目についた（京都・小樽・門司）が、本行借入れに依存した場合が多く、本行支店もかなり積極的な支援姿勢を示した（各店）。もっとも、地方預金者の態度が予想外に冷静であったうえ、東京方面への回金ができなくなったこともあり、預金がかえって増えた所も少なくなかった（新潟・広島・松江・門司）。

以上のように、震災地以外の地方においても預金の引出しが殺到して混乱を生じたということはなく、概して平穏に推移した。したがって、諸銀行が本行から借り入れた支払準備資金等も震災の衝撃がおさまるにつれて必要性が薄れ、本行に還流することになったので、兌換銀行券の増発高は震災の規模と範囲から予想されたところからみれば意外なほど小幅にとどまった。関東大震災発生後2週間を経過した9月15日の兌換銀行券発行高は、13億6173万円と8月末に比べて7389万円（5.7%）増加したにすぎなかった。9月央には震災に伴う「第一次の金融危機は既に之を脱し得た」といわれた⁽¹⁰⁾。しかし、金融秩序の回復と予想される復興資金の円滑な供給という課題が残されていた。

表 2-1 日本銀行主要勘定（営業週報）

（単位：千円）

大正12年	9月1日	9月8日	9月15日	9月22日	9月29日
兌換銀行券発行高	1,290,873	1,306,503	1,361,729	1,351,813	1,460,209
政府預金	862,403	851,782	846,217	840,506	883,062
民間預金	65,231	108,332	184,519	188,640	160,686
割引手形	283,530	352,710	413,121	421,046	515,663
貸付金	103,514	102,354	90,749	90,603	90,674
外国為替貸付金	51,487	51,487	91,482	70,387	76,908
国債保有高	311,306	311,306	322,821	320,670	320,769

支払延期令の撤廃

大正12年9月17日（帝都復興に関する首相告諭の発表された日の翌日）、井上蔵相は銀行集会所で東西シンジケート銀行団代表から各地の金融状況を聴取したあと、同日午後2時、永田町仮庁舎に本行正副総裁およびシンジケート銀行団代表（東京13行・大阪7行・名古屋3行）を招致し、支払延期令により破綻を免れた

銀行についての今後の資金充実策の検討を要請した⁽¹¹⁾。同時に、被災者の救済と震災の復旧を図るため、大阪・名古屋の大銀行は東京の銀行を援助するよう要望した⁽¹²⁾。

蔵相の要望に対し大阪側銀行は、「徹底的援助を躊躇するものにあらず、唯其先決問題として大阪の金融を円滑ならしむる為め、日本銀行に於て東京払の手形に対し再割引を行ふべきこと」を提議した。蔵相も「此の場合手形再割引によるの外融通の途なしと認め、日本銀行と相談の上急速に其実況^[ママ]を期すべく確答⁽¹³⁾」した。そのほか、支払延期令の存廃についても意見が交換され、また「今回の災厄の為め回収延期の已むなきに至れるものに対する日銀の後援、並に既に支払猶予を為せる手形に対し日銀に於て再割引の道を拓くこと等に就て協議した」が、意見の一致を見るに至らなかった⁽¹⁴⁾。

翌18日午後1時半から、本行の主催で、東京銀行集会所において東西シンジケート銀行団の震災善後措置に関する協議会が開かれ、支払延期令施行地と非施行地との金融疎通方法、支払延期令撤廃後の資金充実策等につき論議が行われたが、なんらの決定を見ずに終わった。

このように、連日の協議にもかかわらず財界の安定・金融の疎通に関する具体案が固まらなかったため、9月19日午後、東京手形交換所組合銀行は会合を開き、関西側銀行との連携方法、支払延期令存続の可否、今後の資金充実策などを協議した。支払延期令の存廃については、同令はすでにその目的の大部分を達成したので期間を延長する必要がないだけでなく、支払延期令施行地と施行地以外との間における手形取引などによる金融疎通に多くの障害を来しているので、期間終了とともに延期令を撤廃するよう、協議会の意向として政府・日本銀行に通知することに決定した⁽¹⁵⁾。

9月21日、東京手形交換所組合銀行の代表は蔵相および本行総裁を訪れて次のような趣旨の陳情を行った。すなわち、経済の復興をはかるには、まず支払延期令を撤廃して、商工業の活動をなるべく常態に復させなければならないが、同令を9月限りで撤廃するには、とくに銀行の資力を充実し、たとえ延期令の撤廃に伴って預金の引出しが増加しても銀行をろうばいさせないような準備が必要であ

る。そのためには、①日本銀行は見返品の範囲を拡張しその貸出手続を簡易にする、②震災地あて手形は日本銀行において再割引する、③不動産による融通の道を開き銀行の不動産貸付を肩代わりするとともに、銀行役員の所有不動産に対する融通の道を開く適当な方法を講ずる、④日本銀行は商業・工業・農業を問わずすべての金融中心機関として、鋭意産業の復興に全力を傾注するよう応急的施策を採る、ことにする⁽¹⁶⁾というのである。

9月25日午前、大蔵省は省議を開き、支払延期令は勅令の定める施行期間終了とともに撤廃することを決定した。もっとも、支払延期令撤廃後の予想される多額の預金引出しに対する支払資金の準備に関しては、「一流銀行と雖も樂觀を許さず、まして二流以下の銀行にては貸付先の状況不明なる上に、預金は一流銀行に集中する傾向を生じて一層の不安を感ずるに由り」、大蔵省は先にシンジケート銀行から陳情のあった本行担保品の掛目引上げ、商業手形の再割引、不動産担保の本行貸出につき大体の方針を協議した。そして同日夕刻、本行正副総裁と長時間にわたって話し合った結果、「日銀当局に於ては撤廃後資金融通の途として諸銀行に対し手形の再割引並に其他担保物件の拡張等を為し、之に由りて被りたる⁽¹⁷⁾損害は政府に於て保証す」という条件付で支払延期令を廃止することになった。

こうして、9月26日夜の閣議で、支払延期令は期限満了時に撤廃することが決定され、翌27日、大蔵省は「今日に於ては経済界稍々安定を告げ債務支払の準備も其緒に就き、殊に別途日銀の手形再割引制度の採用に依り金融の梗塞も緩和せらるることを認め得るに至りたるを以て、支払延期は茲に之を打切ることにせり」と発表した。ただし、有価証券の「権利保存行為の期間延長に関しては、之が機関たる公証人役場の如き未だ之が復活を見る能はざるが如き実情あるに鑑み、尚一箇月間の延長を認むる」ことにし、同日、有価証券権利保存行為期間延長令を公布施行した。⁽¹⁸⁾

震災手形割引損失補償令の公布

以上のように、支払延期令は大正12年9月末をもって撤廃されることになったが、政府は銀行の保有する震災地関係手形を資金化する道を開き、銀行に対し資

金を供給するとともに、手形関係人に支払能力回復の期間を与えることをねらいとして、9月27日、勅令第424号「日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」（いわゆる日本銀行震災手形割引損失補償令）を公布施行した。

この勅令施行の日の午後5時、井上蔵相は本行正副総裁のほか特殊銀行および市中大銀行の代表者を蔵相官邸に招き、次のような趣旨の声明を行った。⁽¹⁹⁾

被災地方をはじめ全国経済界に及ぼした関東大震災の影響は甚大で、特に震災地の金融は著しく逼迫するに至ったので、政府は先に支払延期令を施行して一時応急の策を講じた。しかし、さらに財界の安定と金融の疎通をはかるためには、震災により大きな損害を受けた商工業者等を債務者とする手形であって、一般銀行が割り引いたものは、日本銀行に臨時の非常措置として再割引させるとともに、今後2年間は取立てを猶予することが必要である。これにより、手形の債務者である商工業者は猶予期間中にその資産を整理し、支払能力を回復する機会を与えられ、手形を割り引いた一般銀行は回収困難とみられた手形を資金化することが可能となり、窮状を脱することができるであろう。しかし、中央銀行として経済上最も重要な地位にある日本銀行に多大の損害をこうむらせるようなことは避けなければならない。したがって、「日本銀行をして右臨機の処置を採らしむると同時に、これによりて将来同行の受くることあるべき損失に対しては相当程度に於て政府より補償を為すこととし、以て一面現下の金融界の難局を救済すると同時に、他面我中央銀行の地位を確保するを緊切なり」と認め、これに必要な財政処分に関する勅令を公布することになった、というのである。

震災手形割引損失補償令により本行が再割引を行うことになった手形は、次の四つに大別された。

- I 大正12年9月1日以前に銀行が割引した手形であって、(イ)震災地（東京・神奈川・埼玉・千葉・静岡各府県）を支払地とするもの、(ロ)震災当時震災地に営業所を有した者の振り出した手形、もしくは支払人とする手形。
- II 上記Iの手形の書替え手形。
- III (イ)I・IIの手形を担保として銀行が振り出した手形、(ロ)震災地に営業所を有

する銀行が他の銀行に対し大正12年9月1日以前に発行した預金証書もしくはコール・ローンの証書を担保として銀行が振り出した手形。

Ⅳ 以上Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの手形で日本銀行が再割引したものの書替え手形。

本行が震災手形を再割引できる期間は、大正13年3月31日までとし、再割引手形の書替え手形に対する再割引期間は、大正14年9月30日までとされた。また、政府の本行に対する損失補償限度は1億円と定められた。これは、本行に再割引を要求される震災手形は5億円に上ると見込まれ、その2割が回収不能のため本行の損失になると見積もられたからであるといわれている。⁽²⁰⁾

なお政府は預金部資金を利用して震災復旧関係の融通を行う方針を定め、中小工商業者復興助成資金として預金部資金1000万円、震災地大工業資金として同1200万円を日本興業銀行経由で融資することにしたほか、応急建設修繕資金・商業復興資金等2600万円（日本勧業銀行・震災地農工銀行経由）、本建築・産業復興資金1500万円（日本勧業銀行・農工銀行経由）、小工業復興資金・小商業復旧資金500万円（日本興業銀行経由）、震災地各種組合復旧資金540万円（日本勧業銀行経由）など累計5000万円余に及ぶ資金を預金部から放出した。

一方、本行は政府当局と協議のうえ、支払延期令撤廃とともに市場資金の疎通に便宜を与える方針を定め、9月26日、東京シンジケート銀行団幹事ら数名を本行に招致し、①国債を担保とする融通額は発行価格によることにし、震災前の市場価格が発行価格を上回っていた場合はその市場価格による、②地方債を担保とする融通額は震災前の市場価格の90%とする、③社債を担保とする融通額は一流社債で震災の被害を受けなかった企業のものについては震災前市場価格の85%を限度とする、④株式を担保とする融通額は一流株式であって震災の被害のなかったものについては従来と同様市場価格の80%を限度とする、⑤手形を見返品とする貸出については震災と無関係なものは手形の額面金額を融通する、⑥震災で支払能力を失ったもののうち回復の見込みがあると銀行が認定し、本行もこれを承認したものの手形は2か年を限度として再割引に応ずる、⑦不動産抵当貸出を行っていた銀行が資金繰り上急を要する場合には、その不動産を見返りに同銀行に対し緊急の一時貸出を行う、⑧高率適用制度の適用を一時停止する、⑨貸出手続

きをできるだけ簡素化する、ことを伝えた。⁽²¹⁾

このように本行が寛大な貸出方針を取り、後に詳述するように金融の疎通を図ったので、支払延期令撤廃後10月に入っても預金者の動揺はなく、金融界は一応平静に推移し、東京手形交換所は震災後中止していた手形交換を再開した。このような金融界の状況にかんがみ、震災手形割引損失補償令は所期の目的をある程度達成したと評価された。⁽²²⁾

しかし、このような震災手形割引損失補償令の内容やその運用について要望が全くなかったわけではない。手形以外の債権ならびに銀行においてまだ割引するに至っていない手形については、損失補償令は金融の道を講じていないとの不満の声が聞かれた。また大銀行は概して震災手形の再割引依頼を好まず、震災手形としての条件を具備した手形についても決済を急いだ事実があり、大銀行の割り引いた手形の債務者は損失補償令の恩恵に浴することができないともいわれた。⁽²³⁾

政府の本行に対する損失補償限度は1億円で十分なのかどうか疑問が提起された。1億円の補償で、日本銀行が依頼に応じて震災手形を残らず再割引できるのであれば問題はないが、「若しも然る能はざる場合には、何の程度迄再割に応じ、其以上は拒斥すべきかの標準がつき兼よう。結局は日銀当局者の手心に依る外なく、其結果適用上の困難と不公平に陥るを免かれぬ。若又、之が為に再割要求の大部を充たし得ぬ場合には、金融は危機に陥らねばならぬ」というのである。⁽²⁴⁾ また、震災地の銀行あて手形は、一流銀行の場合とはともかくそれ以外については、震災地以外の銀行はその割引を好まないとすると、今後の復興活動の需要に応ずべき新たな取引に対する信用について適当な方法を講じなければ、「信用の遺憾なき疏通は蓋し容易なことではなかろう」という声もあった。⁽²⁵⁾

(1) 『銀行通信録』第76巻第454号(大正12年10月20日)38ページ。

(2) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、210ページ。

(3) 同上、209～211ページ。

(4) 前掲『銀行通信録』第76巻第454号、1ページ。

(5) 同上、39ページ。

(6) 同上、39～40ページ。

(7) 日本銀行保有資料『関東震災ニ関スル書類』大正12年。

第5章 戦後経済の動揺と金解禁への模索

- (8) 前掲『銀行通信録』第76巻第454号、47～48ページ。
- (9) 前掲『関東震災ニ関スル書類』。
- (10) 『東洋経済新報』第1069号（大正12年10月13日）6ページ。
- (11) 前掲『銀行通信録』第76巻第454号、2ページ。
- (12) 同上、50ページ。
- (13) 同上、50ページ。
- (14) 同上、3ページ。
- (15) 同上、51ページ。
- (16) 同上、4ページ。
- (17) 同上、4ページ。
- (18) 同上、4～5ページ。
- (19) 同上、52～53ページ。
- (20) 前掲『大正昭和政治史の一断面』297ページ。
- (21) 前掲『東洋経済新報』第1069号、18～19ページ。
- (22) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」772ページ。
- (23) 同上、772ページ。
- (24) 『東洋経済新報』第1068号（大正12年10月6日）6ページ。
- (25) 前掲『東洋経済新報』第1069号、6ページ。

(3) 本行の対策1（一般金融の疎通）

基本方針

関東大震災発生直後の9月3日（月曜）は、金庫開扉の都合上定刻に開業することができず、顧客を正午ごろまで待たせたものの、本行は中央銀行としての機能⁽¹⁾を一日も停止することなく非常事態に処することができた。

本店においては、当初は、市中銀行が休業していたため、国庫金の払出しや東京市金庫取扱い銀行に対する預金支払いが中心で、営業事務は多くなかったが、預金の支払いを求めるものや特殊な理由で貸出を依頼するものがあり、これらに対しては支障なくその請求に応じ、貸出先中まだ金庫を開くことができないものについては担保の提供を猶予する等の便宜を与えた。一方、地方との交通・通信が一時困難を極めたので、とりあえず各支店長に対し臨機の措置を取ることを認

めることにし、9月3日、秘書役から支店長あてに「本店半焼混雑且通信困難ニ付營業予算其他一切臨機ノ処置ヲ取ラレタシ」と打電した。⁽²⁾特に大阪方面では、連絡手段が途絶したため、東京に本拠を有する支店銀行等で資金繰りに窮したものが少なくなかったため、そうした銀行の依頼に応じて、大阪支店の裁量により、あるいは特に与えられた通信の便宜を利用して本店と打合わせのうえ資金を供給し、地方金融の安定を期した。⁽³⁾

海外においても、本邦外国為替銀行の支店は大地震の報道とともに預金の引出し等に遭い窮境に陥るに至ったので、本行は直ちに在外正貨を売却して為替銀行の危急を救うとともに、わが国対外信用の維持に努めた。大正12年9月・10月中の本行在外正貨売却高は1億153万円に上り、大正9年の財界反動時（3月・4月中1470万円）の6.9倍に達した。

9月7日に支払延期令が施行され、震災地の銀行が業務を再開するうえでの障害の一つが解決されたが、「金融疏通の爲めには開店後支払延期令の規定を援用せずして支払をなすこと望ましく、然らざるも開店後の資金準備を必要」とした。このため本行は、資金の融通を依頼する向きには寛大に資金を供給して開店を促進し、金融の円滑を図った。⁽⁴⁾9月12日（帝都復興に関する詔書発布の日）の新聞紙上に掲載された「災害ニ対スル日本銀行ノ覚悟」と題する木村副総裁談（いわゆる第1次声明）は、当時における本行の方針をよく物語っている。副総裁は次のように述べた。⁽⁵⁾

今次大震火災は空前の大惨害であって痛恨に堪えない。政府は直ちに臨機応急の処置を講じ、最善の努力を尽くしているが、災害の打撃は経済諸機関全般に及び、金融機関もその災難をまぬかれることができなかつた。「此際一刻も速に資金の調達に便宜を与へ、差向必要なる預金の支払を為さしめ、災害地に於ける金融機関の復興を速かならしむると同時に、中央との交通困難の爲めに金融の円滑を欠ける地方の銀行に所要の資金を供給し、以て金融界の安定を保ち一般財界恢復の機運を促進せしむることは、刻下緊切の要務と信ずる」ので、本行は「此の非常の場合に際し非常の決心を為し、臨時最善の手段方法を尽し、都鄙銀行に於て事実必要とする資金の調達に付ては極力援助を為しつつある」。すなわち、「此

際銀行業者に対し資金の供給を為すに就き予め一定の限度を設け置くが如きことを為さず、又其資金貸与の方法に就ても成規又は平素慣行の取扱に拘泥せず、事情止むを得ざるに於ては成規の担保品の外、苟も相当価値ある質草を有する以上は地方債、社債、株券、商品、手形又は証書類等其種類、銘柄を問はず之を提供せしめ、其の実価値に応じて資金の融通を為すべく、其他能ふ限りの方法を尽して融通を謀る積である。尚苟銀行として相当信用を有するものに対しては、平素の取引銀行以外にも門戸を開放して其資金の調達に便宜を与ふることとしたのである。日本銀行が此の非常の場合に応処する方針の概要は略ぼ以上述べたる通である」というのであった。

支払延期令施行後業務を再開する震災地銀行の数は日一日と増加し、格別の波乱動揺を示すことなく推移したものの、不安の念は容易に去らず、9月27日の震災手形割引損失補償令公布のころにも金融界は警戒態度を緩めなかった⁽⁶⁾ので、財界各方面は甚だしく苦痛を感じていた。このような情勢に対し本行は、同月29日、木村副総裁名をもって「今後ノ金融施設ニ就テ」と題する所見を⁽⁷⁾発表し（いわゆる第2次声明）、金融の円滑な運行を促した。以下はその大要である。

日本銀行は震災後の財界の安定をはかるため、直ちに臨機応急の措置を講じ、できる限りの援助を行ってきたが、政府の施策ならびに国民の自重と相まち格別の波乱もなく今日に至ったことは、経済界全般のため誠に喜ばしい。今回の震災手形割引損失補償令は、財界刻下の急を救い、財界回復の機運を促進することをねらいとした政府の非常措置である。「日本銀行は其意を体し政府監督の下に其実行の局に当るのであるが、仮すに時日を以てせば支払能力を回復する見込ある者に対しては割引の便宜を供与し、以て金融の疏通を図り財界の回復に努むる覚悟である」。日本銀行は今回の補償令に基づく手形割引の実施と同時に、その他の取引についても担保価格および貸出金利等の面で市場資金の疎通に⁽⁸⁾いっそうの便宜を与えるという方針を定め、政府の施策と併行してこれらの措置を実行することにした、と。

以上のように本行は、関東大震災後の金融の不円滑を解消し人心の安定を図るため、平常の慣行に拘泥せず臨機応急の処置を採ることにした⁽⁸⁾が、震災後大正13

年3月末に至るまでの間に本行が講じた臨機の諸措置は以下のとおりである。

貸出金利適用方針の緩和

震災当時の本行公定歩合（日歩）は、商業手形の割引2銭2厘、国債担保の割引・貸付2銭2厘以上、国債以外のものを担保とする割引・貸付2銭4厘以上であって、商業手形の割引以外は最低歩合の3厘高以内の高率を適用することができることになっていたが、第1次声明後の12年9月15日、差し当たり公定歩合適用の手心を寛にし、おおむね次の目安により取り扱うことにした。

- イ、取引先に対しては国債担保2銭2厘、国債以外の成規担保（商品を含む）2銭4厘～2銭5厘、成規外担保・無担保2銭5厘～2銭6厘とする。
- ロ、取引先外に対しては国債担保2銭2厘、国債以外の成規担保（商品を含む）2銭5厘、成規外担保・無担保2銭5厘～2銭7厘とする。
- ハ、台湾銀行・朝鮮銀行のように特別な理由で巨額の融通をやむをえず行う先に対しては上記の目安によらないことにする。そのほかの銀行でも融通額が多額であるとか、取引の性質によっては上記よりも高率の金利を適用することがある。ただし、国債担保は2銭5厘、その他は2銭7厘を最高限度とする。
- ニ、公共団体関係等に対する融通については特に寛大な考慮を払うことがある。
- ホ、融通期間はなるべく短くし、書替え継続する場合には漸次回収を促進する気持ちで適用金利を考慮する。

もっとも、9月18日に、上記の目安より高い金利を現に適用している取引先に対しては、現適用金利を下回る金利を適用しないことにしたが、同月22日、貸出金利の適用方針をいっそう緩和した。すなわち、①新規貸出については、それまでの貸出高にかかわらず、国債担保のものは取引先・取引先外とも2銭2厘、国債以外の成規担保（商品を含む）は取引先2銭4厘、取引先外2銭5厘、成規外担保は取引先2銭5厘～2銭6厘、取引先外2銭5厘～2銭7厘とする、②支店長の臨機の措置として、融通額や取引の性質により①の目安に手加減を加えることを認める、ことにした。

次いで9月28日、震災手形割引損失補償令による特別融通の実施に伴い、この

特別融通以外の貸出については大正13年3月末まで高率の適用を停止し、商業手形は従来どおり2銭2厘、国債担保は2銭2厘、その他はすべて2銭4厘の一定率を課することに改めた。さらに10月18日には、個人取引先および取引先以外の銀行に対する特殊な取扱いを廃止し、①従来個人取引先に対しては原則として銀行に対する適用金利よりも1厘高の金利を適用してきたがこの区別をやめる、②平素の取引先であると否とを問わず銀行に対しては上記の一定率の金利を適用することにした。

なお、融通した資金が不用になった貸出先からはなるべく速やかに貸出の回収をはかるため、9月14日、手形売戻割引料は当分の間すべて原日歩をもって計算することにした（従来は原日歩の3厘減）。また同日、震災のため手形の決済遅延を余儀なくされたものに対しては、延滞利子（原日歩の5厘高）を免除することにした。

担保価格の引上げ

担保価格については、第2次声明の前日である9月28日、差し当たり大正13年3月末まで下記のとおり特別の取扱いをすることに決定し、副総裁の声明のなかでその概要を公表した。

イ、特別五分利公債、甲号五分利公債、雑五分利公債、四分利公債等の内国債および日本政府の発行した外貨建て国債は震災前の時価、その他の内国債および政府保証興業債券は発行価格（震災前の時価が発行価格より高い時は時価）とし、割引発行分は従来どおりとする（従来、日本政府発行の外貨建て国債は取引時の時価の90%、その他は取引時の時価）。

ロ、地方債およびフランス政府円国庫債券は震災前の時価の90%とする（従来、前者は取引時の時価の80%、後者は同90%）。

ハ、震災による著しい損害のなかった一流会社・銀行の社債は震災前の時価の85%とする（従来、取引時の時価の75%）。

ニ、震災による著しい損害のなかった一流会社の株式は震災前の時価の80%とする（従来、取引時の時価の65%）。

次いで9月30日、東京製鋼・明治製糖・東京電灯・大日本紡績など一部銘柄を除き、見返品株式の担保価格を震災前の時価の80%とした（除外された銘柄は同35%~75%）のに続いて、10月3日、見返品社債の担保価格についても、南満洲鉄道・宇治川電気・鐘淵紡績・王子製紙・京阪電鉄など一部の社債および勸業債券・興業債券を除き、震災前の時価の80%とした（除外銘柄は同85%）。また10月19日には、特殊銀行・会社の株式を特別融通の陰担保とする場合の担保価格を定め、日本興業銀行と日本勸業銀行の株式は震災前の時価の80%、その他は現在の時価の65%~70%とした。ただし、特殊銀行に対しては十分な援助を与えているので、「其株券ニ融通ノ便宜ヲ与フルコトハ成ルヘク避ケタキモ、不得已臨機ノ措置トシテ蔭担保ニ徴スルコトトシ、担保価格モ……決定シタル次第ニ付、其趣旨ニ従ヒ適當ノ措置ヲ為ス」⁽⁹⁾よう各店に指示した。

成規外担保の受入れ

震災直後の臨機の措置として、成規の担保がない場合でも、相当の価値を有する担保物件または確実な保証を提供することができ、本行に損失をもたらすおそれのない先に対しては、融資の請求に応ずる方針を取った。この場合には、通例、当該融通先銀行の重役全部に個人として保証させることにしたが、このような成規外担保は陰担保として整理し、その担保価格は融通先の支払能力に応じて算定した。支払地または振出人の点で震災手形割引損失補償令による特別融通を受けることができない震災手形に対して、上記の成規外担保受入れ方針により融通を与えたものが少なくなかった。

そのほか、取引先銀行で震火災により所有国債・地方債・金融債等の証券を焼失した向きに対して、事情やむをえない場合は、これら焼失証券に関する取引先銀行の権利を担保として融資したことがあった。また、火災の被害を受けたため金庫を開くことができず、本行からの借入れに担保品を提出しがたい取引先銀行に対しては、担保の提出を一時猶予したことがあった。

指定外倉庫保管商品担保貸出・準指定倉庫の取扱い

本行指定倉庫でない倉庫業者の保管する商品に対して融資することは、関東大震災以前でも特殊な事情のある場合には実施されたことがあったが、震災時には臨時措置として、必要やむをえない限度で指定外倉庫保管の商品を担保として受け入れ、あるいは臨時に指定倉庫に準ずる取扱いを承認し、商品担保貸出の範囲を拡張した。震災後大正12年末までにこのような臨時の取扱いを承認した倉庫は34を数えた（対象商品は生糸・繭・米穀）。

なお、本行から融資を受ける者の資産・信用が確実であり、必要やむをえないと認められる場合は、本行指定倉庫に寄託されていない生糸・繭等の商品に対して、信託譲渡の方法により臨機に融通を行った。もっとも、その融通先は片倉製糸や百七銀行など2社・3銀行にとどまり、その融通限度額は合計350万円であった。

取引先外銀行に対する融通

従来、本行が取引先以外の銀行に対して特に融資を行う場合には、取引先銀行を経由するのが通例であったが、震災後は、相当の信用を有する銀行については平素の取引先でないものでも直接資金融通の便宜を与える方針を取った。まず9月8日に、本店において日本勧業銀行に対し手形割引取引（限度450万円）の開始を承認したのに続いて、翌9日には名古屋支店で駿河銀行に対し、10日には本店で不動貯金・東京府農工両銀行に対し臨時の割引（不動貯金は預金取引も）を開始した。

さらに、先に述べた「災害ニ対スル日本銀行ノ覚悟」と題する本行副総裁の9月12日の声明の中で「此際……平素の取引銀行以外にも門戸を開放」する旨の方針が明らかにされたため、取引先以外で本行に対し割引取引の開始を求めるものが増加した。そこで本行は、永続的に本行取引先とするのではないことを了解させておくため、臨時の措置であることを明らかにした取引開始依頼書の提出を求め、融通することにした。なお、その際国債以外のものを担保とする融資については、融資依頼銀行の重役個人の連帯保証も徴求することにしてその請求に応じ

た。

このようにして、震災後、本行の臨時取引先となった銀行数(支店銀行も含む)は、合計127の多きを数えた(損失補償令による分を含まない)。表2-2はこれを府県別に示したものであり、表2-3は本店の臨時取引先である。この表2-3には生命保険3社のほか、12年9月・10月中に本行の融通を受けなかった銀行5行が含まれているが、それらを除き、震災後の2か月間に本行本店が行った臨時取引先(取引先外)銀行80行に対する融通額は総計6935万円に上り、12年10月末の同残高は4183万円(うち震災手形1514万円、36.2%)に達した。

表 2-2 府県別の震災後臨時取引先銀行数

取引店	府 県 名	銀 行 数	取引店	府 県 名	銀 行 数
本 店	東 京	46	名古屋	静 岡	* 4
	(うち東京市)	(38)	小 樽	北 海 道	2
	神 奈 川	20	福 島	福 島	3
	静 岡	2		山 形	1
	埼 玉	10		岩 手	1
	千 葉	4	金 沢	石 川	3
	群 馬	1	新 潟	新 潟	2
	茨 城	1	秋 田	青 森	11
	栃 木	3	熊 本	熊 本	7
	山 梨	1		長 崎	** 1
大 阪	3	岡 山	岡 山	1	

(注) *印は本店管内分を、**印は門司支店管内分を示す。

(出所) 日本銀行保有資料。

これに対し、12年9月・10月中に本店取引先⁽¹⁰⁾64行に対する本行融通額は4億3047万円に及び、10月末残高は2億6421万円(うち震災手形5486万円、20.8%)に上った。これに比べれば、上記の臨時取引先銀行に対する融通額はその16.1%にとどまり、12年10月末の残高比でも15.8%にすぎない。同期間中に本行本店から1000万円以上の融通を受けた銀行は13行あった(表2-4)が、そのうち取引先外は不動貯金銀行のみであって、台湾銀行支店をはじめ取引先銀行12行で取引先・取引先外を合わせた総融通額の65.8%を占めている。

以上のように、取引先外銀行への融資はかなりみられるものの、金額の点では取引先銀行へ圧倒的に集中しており、安田・第百などの大銀行と台湾・朝鮮の両

表 2-3 本店取扱い

銀行名	所在地	資本金	預金(A)	融通額(B)	B/A(%)	融通残高	うち震災手形
第 百 二 十	茨 城 県 古 河 町	500	2,417	7	0.3	0	0
伊 勢 原	神 奈 川 県 伊 勢 原 町	1,000	599	80	13.4	0	0
秦 野	" 秦 野 町	500	1,527	200	13.1	0	0
羽 田	府 下 荏 原 郡 羽 田 町	50		60		60	0
日 本 勸 業	市 内 麴 町 区	61,835	52,196	500	1.0	0	0
日 本 信 託 銀 行 支 店	" 日本橋区			200		100	0
日 報	" 浅 草 区	1,000	5,095	1,235	24.2	661	112
東 京 府 農 工	" 京 橋 区						
東 所	" 麴 町 区	7,000	6,903	550	8.0	0	0
東 京 貯 蓄	千 葉 県 松 戸 町	1,000	1,295	70	5.4	70	0
東 京 信 用	埼 玉 県 所 沢 町	3,000	2,796	220	7.9	0	0
東 京 山 中	市 内 芝 区	30	18	20	111.1	0	0
東 京 商 業	" 神 田 区	1,500	1,898	520	27.4	520	270
東 都 家 寿	" 京 橋 区	1,000	2,669	350	13.1	150	0
都 南 貯 蓄	" 麴 町 区	1,000	449	350	78.0	350	0
戸 塚 部	" 日本橋区	60	333	55	16.5	55	0
戸 塚 部	横 浜 市 吉 田 町	1,000	737	320	43.4	160	0
長 秩 青	神 奈 川 県 戸 塚 町	300		144		144	0
忍 商 業	横 浜 市 戸 部 町	200	1,000	100	10.0	0	0
尾 張	市 内 下 谷 区	150	500	235	47.0	50	0
大 小 田 原 通 商	埼 玉 県 秩 父 町	1,500	1,545	220	14.2	220	0
小 田 原 通 商	府 下 西 多 摩 郡	500	1,191	540	45.3	130	0
加 満	埼 玉 県 忍 町	80	1,447	170	11.7	0	0
加 満	" "	1,000	6,280	440	7.0	10	0
横 濱 興 信	市 内 日本橋区	1,000	13,613	3,280	24.1	1,000	0
横 濱 興 信	府 下 荏 原 郡 大 井 町	100	1,187	236	19.9	111	111
横 濱 興 信	神 奈 川 県 小 田 原 町	1,000	3,947	281	7.1	281	86
横 濱 興 信	" "	500	2,858	270	9.4	270	0
横 濱 興 信	市 内 日本橋区	2,000	559	104	18.6	41	41
横 濱 興 信	" "	10,000	7,383	5,828	78.9	4,988	0
横 濱 興 信	" 神 田 区	200		119		117	117
横 濱 興 信	神 奈 川 県 藤 沢 町	1,500	7,382	480	6.5	480	201
横 濱 興 信	横 浜 市 南 仲 通	1,000					
横 濱 興 信	" 相 生 町	500	850	250	29.4	100	0
横 濱 興 信	" 弁 天 通	480	281	45	16.0	45	0
横 濱 興 信	神 奈 川 県 大 師 町	300		200		0	0
横 濱 興 信	府 下 西 多 摩 郡	500	1,123	100	8.9	0	0
横 濱 興 信	" 北 豊 島 郡	1,000	795	2,500	314.5	900	0
横 濱 興 信	市 内 神 田 区	1,000	1,205	945	78.4	945	0
横 濱 興 信	" 日本橋区	1,000	1,109	126	11.4	110	110
横 濱 興 信	" "	500	7,606	500	6.6	0	0
横 濱 興 信	" 京 橋 区	5,000	13,464	5,141	38.2	2,630	1,301
横 濱 興 信	" 牛 込 区	200	1,409	82	5.8	47	0
横 濱 興 信	埼 玉 県 浦 和 町	600	3,272	170	5.2	0	0
横 濱 興 信	栃 木 県 宇 都 宮 市	4,000	6,221	500	8.0	500	500

(注) 1. 資本金・預金は、大正12年上期または11年下期営業報告書もしくは大正12年刊『銀行会社要録』による。
 2. 融通額は震災後大正12年10月末までのもの、融通残高は同年10月末現在のもの(日本銀行保有資料『関
 3. 所在地は当時の呼称のまま。単に市内、府下というのは東京市内、東京府下を指す。

2. 関東大震災と特別融通

震災後臨時取引先銀行

(単位：千円)

銀行名	所在地	資本金	預金(A)	融通額(B)	B/A(%)	融通残高	うち震災手形
野田商	千葉県野田町	1,000	4,043	400	9.9	0	0
栗橋	埼玉県栗橋町	300		100		0	0
久喜	" 久喜町	200	1,388	100	7.2	0	0
久下	栃木県久下田町	500	465	70	15.1	70	0
矢野	市内 神田区	100		14		14	0
柳田ビルブローカー	" 日本橋区	500	323	8,050	24.9倍	6,550	6,200
松戸農商	千葉県松戸町	300	1,747	650	37.2	0	0
京和	市内 神田区	5,000	20,723	140	0.7	140	0
不動貯	" 芝区	2,000	196,368	13,980	7.1	9,180	0
深田	" 日本橋区	700	1,688	550	32.6	350	0
深川	" 深川区	1,000	3,194	1,114	34.9	621	418
福徳	府下豊多摩郡	1,000		155		154	154
国府	神奈川県国府津村	300	1,915	60	3.1	60	0
神戸岡崎支店	市内 日本橋区	20,000		2,117		2,117	2,117
越生	埼玉県越生町	500	458				
永楽	市内 京橋区	5,000	8,540	4,700	55.0	2,350	1,750
帝国実業貯蓄	" "	500	5,002				
足柄	神奈川県足柄村	300	1,115	140	12.6	0	0
佐原興業	千葉県佐原町	500	2,881	210	7.3	0	0
相模	神奈川県秦野町	1,000	1,335	200	15.0	0	0
共信	横須賀市小川	1,000	2,532	358	14.1	355	142
共有栄貯	市内 神田区	1,000	11,580	102	0.9	102	0
上毛実業	甲府市柳町	2,000	6,942	380	5.5	0	0
菖蒲	群馬県前橋市	5,900	6,766	1,400	20.7	0	0
商	埼玉県菖蒲町	150	518	120	23.2	0	0
芝	市内 浅草区	200	663	469	70.7	293	239
品川	" 芝区	500	1,985	370	18.6	370	0
品川	府下荏原郡	500	2,118	280	13.2	280	100
商業ビルブローカー	市内 日本橋区	1,000	179	100	55.9	65	0
下田	静岡県下田町	1,000	2,116	80	3.8	80	0
日比谷	市内 日本橋区	3,000	15,482	2,461	15.9	1,395	569
氷川商	埼玉県大宮町	200	605	7	1.2	7	7
平沼	横浜市伊勢佐木町	1,000	3,291	1,370	41.6	1,370	370
平塚	神奈川県平塚町	400		292		146	0
日吉	栃木県佐野町	100		80		40	40
元町	横浜市元町	100	193	110	57.0	110	0
森	市内 日本橋区	300	649	45	6.9	45	0
瀬谷	神奈川県瀬谷村	500	1,983	490	24.7	0	0
千住	府下南足立郡	1,000	1,495	341	22.8	326	183
駿河	静岡県沼津町	2,700	25,621				
帝国生命	市内 日本橋区	1,000		100		0	0
大正生命	" 麴町区	500		300		100	0
日本医師共済保	" 京橋区	500		100		100	0
計				69,848		42,033	15,135

東大震災後金融資料』大正12年・13年、による)。

表 2-4 本店融通高 (大正12年9月~10月)
(単位:千円)

融 通 先	融 通 高	構成比(%)
台湾銀行支店	93,564	18.7
安田銀行	46,756	9.4
朝鮮銀行支店	39,450	7.9
第百銀行	32,382	6.5
早川銀行	20,795	4.2
十五銀行	17,350	3.5
藤本ビルブローカー銀行	16,940	3.4
川崎銀行	15,080	3.0
東京渡辺銀行	12,820	2.6
村井銀行	12,459	2.5
東海銀行	11,144	2.2
左右田銀行支店	10,312	2.1
小 計	329,052	65.8
不動貯金銀行	13,980	2.8
その他取引先52行	101,417	20.3
その他取引先外79行	55,368	11.1
合 計	499,817	100.0

(出所) 前掲『関東大震災後金融資料』。

特殊銀行がきわめて巨額の融資を集中的に受けていることが明らかである。⁽¹¹⁾ もちろん、以上は本店融資分のみの計数に基づくものであり、これをもって本行全体の特別融通を律することができるかどうかはなお検討の余地があるが、「救済融資は広く薄く行なわれたというよりは、むしろ少数へ厚く行なわれたのではないかという推察」⁽¹²⁾ がなされているのはこのような事実を背景にしたものといえよう。ただ、この点については、取引先・取引先外の各行への融資額の預金残高に対する比率なども併せ検討することが必要であろう。

国債の買入れ

震災後、東京国債市場は約1か月半にわたって閉鎖されたため、その間、国債を売却して応急資金を調達することが困難になり、公共団体や一般の小口国債所有者で困窮したものが少なくなかった。本行はそうした向きの国債売却請求に応ずることにしたが、諸団体からの買入れは9月10日の協調会(政府補助金と企業家の寄付金を財源として大正8年12月に設立された労資協調を主旨とする団体)との取引に始まり、被災者救済の趣旨に基づく一般小口買入れ(一人・額面1000円以内)は、9月28日から東京国債市場の開始までという条件で始められた。

東京国債市場は10月16日に再開されたが、本行の国債買入れは11月27日まで行われた。諸団体からの買入額は1523万円に上ったが、一般小口買入額は合計7万4900円(184口、一口平均407円)であった。

焼損貨幣・紙幣の引換え

関東大震災により焼損した貨幣・紙幣については、大正12年9月4日からその引換え請求に応じ、被災者のためできる限りの利便をはかった。翌13年9月20日までの間における引換え高は合計2万4390口・288万6066円46銭（一口平均118円33銭）に上った。そのうち焼損兌換銀行券引換え高は203万円余、同焼損小額政府紙幣は10万4909円弱、同焼損補助貨は74万9818円弱であった。⁽¹³⁾

ちなみに、関東大震災に伴う「不時の通貨需要に備ふる」ため、⁽¹⁴⁾額面200円の兌換銀行券が3億円（150万枚）急造された。すなわち、大震災により大蔵省印刷局丸の内工場と王子抄紙部が損害を受け、兌換銀行券の製造は当分の間全く不可能になったうえ、当時の経済界の動向は容易に予想しがたいものがあったので、兌換銀行券条例でその額面は定められていたもののこれまで発行したことがなかった最高額面の200円券を、臨機の方法で製造することになった。200円券の製造に関する蔵相あて申請は12年11月8日に認可され、即日、印刷局にその製造が発注された。この200円券の本行に対する第1回引渡しは11月24日に行われたが、その後情勢は懸念したような波乱もなく推移したので実際に発行するまでに至らず、大正15年4月2日に蔵相の許可を得、同月26日と28日に全部消却され⁽¹⁵⁾た。

13年4月以降の常態復帰努力

以上の震災後における本行の諸措置は、非常事態に対応して人心と財界の安定をはかるため臨機に実施したものであった。このような臨時の取扱いは財界復旧の程度に応じて改廃を加え、本行業務を常態に復帰させることは当然のことであり、本行は当初からこの点に留意していたが、震災手形（書替え手形を除く）の再割引期限到来とともに、大正13年4月から常態に復帰する措置に着手した。もっとも、復帰措置を急激に進めると財界の不安を招く懸念があったので、財界の推移に対応して漸進的に常態への復帰を進めるため、13年4月以降なん回にもわたって措置を重ねた。⁽¹⁶⁾

イ、貸出金利

13年4月1日、貸出標準（貸出限度額）の設定を復活し、「高低利率適用に関する手続の実行は当分の間尙之を見合はず」が、取引先に対する貸出で貸出標準額を超過する場合、および取引先外に対して貸出を行う場合に、取引の性質または回収促進等のため特に必要と認めるときは、「事宜に応じ」高率を適用できることにした。もっとも「手心は厳に失せざるを期し」⁽¹⁷⁾たため、高率の適用は特殊な場合に限られた。

次いで、大正14年4月15日、本行貸出をさらに常態に近づけるため、高率適用制度を復活し、1厘高の高率適用は規定どおりに実行し、2厘以上の高率適用は本支店事務協議会申合わせ事項の目安に拘泥せず、取引の性質上、または回収促進等のため特に必要と認める場合は、営業局長・支店長の裁量により適宜実行することにした。ただし、①「其手心は当分の間厳に失せざるを期する」、②「成規外担保及無担保の貸出に付ては、国債以外のものを保証とする手形の割引最低歩合より一厘高の歩合を以て最低利率とし、之を基礎として利率の適用を為す」、③「取引先外銀行に対する貸出に付ては貸出標準額零の取引先と同様の取扱を以て利率の適用を為す」ことと定めた。⁽¹⁸⁾また、「急激の変化を避け、又各銀行の実情に応じて適當の措置を講ずるの妥當なるに鑑み」、特にやむをえない事情のあるものに対しては、当分の間、高率を適用しないことを認めた。⁽¹⁹⁾

上記のように、高率適用制度を復活したとはいえ「手心は当分の間厳に失せざる」ことにしたので、2厘以上の高率を適用した例はなかった。しかし、その後における金融・経済の実情にかんがみ漸次高率適用の手心を厳しくする必要があると考え、14年11月25日、今後は、取引の性質または回収促進上必要とする場合のほか、一取引先に対する貸出高も考慮し、2厘以上の高率を適用するほうがよい場合には、営業局長・支店長の裁量で事情に応じて適宜高率適用制度を活用することにした。⁽²⁰⁾

ロ、手形売戻割引料

震災後、手形売戻しの場合の割引料はすべて原日歩により計算してきたが、13年4月1日以降、保証品付割引手形および特別融通の無担保手形を売り戻す場合は、当分の間、適宜原日歩より3厘以内減または原日歩をもって計算することに

した。次いで、14年12月7日以降はこの取扱いを廃止し、売戻割引料は次の歩合をもって計算することに改めた。

- (イ) 商業手形、銀行引受貿易手形、為替銀行売出手形(スタンプ手形)は原日歩。
- (ロ) 保証品付手形のうち商品担保分および銀行引受金融手形は原日歩より1厘または2厘減、もしくは原日歩。
- (ハ) 保証品付手形(商品担保分を除く)は原日歩より2厘減。ただし、特別の事情があり特に承認を得た場合は原日歩より1厘減または原日歩。
- (ニ) 特殊手形はあらかじめ承認を受けた歩合。

ハ、成規外担保

13年4月1日以降は、やむをえず成規外の担保品に対して融通を行う場合には、担保品を慎重に選択し、なるべく時価の認定や処分の容易なものを採用することにし、銀行預金証書、コール・ローン手形、本行の承認に基づかない銀行引受金融手形、見返品以外の銀行株式、債権証書等を担保として受け入れることはなるべく避け、成規外担保の融通は取引ごとに承認を要することにした。⁽²¹⁾

ニ、担保価格

13年3月6日、原則として、見返品の担保価格算出方法は成規の方法に復帰し、時価に対する規定上の割合で算出することにするとともに、成規外担保品(有価証券)の担保価格算出方法は大体見返品の例を参酌して、その範囲内において銘柄ごとに時価に対し適当の割合で算出することにした。

もっとも、その後1か月もたない13年4月1日から次のように改めた。

- (イ) 国債の担保価格算出は成規の方法に復帰する。
- (ロ) 見返品の担保価格は、当分の間、株式は現在時価の80%以内、社債は同85%以内、地方債と外国政府公債は同90%以内の範囲において、取引ごとに実情に応じ取引の確実を期して適切な裁量を行う。
- (ハ) やむをえず成規外担保の融通を行う場合の担保価格は、大体見返品の例を参酌し、前項の趣旨により銘柄ごとに現在時価に対し適当な割合をもって算出する。

また、大正15年2月1日に見返品の担保掛目を改正し、株式は時価の70%以

内、社債券は同80%以内、地方債は同85%以内に引き下げた。

ホ、取引先外に対する融通

取引先外に対する直接融資は当分の間はやむをえないとみられたものの、漸次その取扱いを厳にする方針を取り、13年4月1日、新規取引はなるべく避け、従来の取引は相手方の実情を酌量して漸次整理することにし、取引先外に対する融通は承認のうえ実行することにした。⁽²²⁾

以上のように本行は、大正13年4月以降、一般財界の推移ならびに取引相手の実情等を考慮して緩急よろしく、関東大震災に伴う臨時措置の整理改善を進めた。常態復帰措置の着手から1年後の14年3月末における本行貸出残高（震災手形の再割引を除く）は、前年同月末比3億207万円（42.9%）の大幅減少を示した。常態ないし常道への復帰の努力は一応の成果を挙げたといえようが、14年3月末の貸出残高はなお4億190万円に達し、その38.5%に当たる1億5487万円は震災手形以外の特別融通（いわゆる本行口特別融通）残高であったことは見逃すことができない。深井英五理事のいうように、常道とは「本行が兌換券の伸縮により通貨を調節する力を失はざること」⁽²³⁾であったとすれば、常道への復帰はまだ数歩を印したにすぎなかったといえる。

- (1) 前掲『回顧七十年』208ページ。なお当時営業局調査役であった田中鉄三郎の回顧談によると、銀行券を収納してある地下金庫の扉があげられるようになった際、営業局の帳簿類を入れてあるところの扉が焼けており、直ちに帳簿類を取り出すことができなかったため、田中は自分の記憶する取引先各行の本行に対する預金残高の計数に基づいて各行の支払請求を処理し、火急の用に敏速に対応したが、後刻取り出した帳簿と対照すると全く間違いがなかったという（日本銀行調査局編『田中鉄三郎氏金融史談速記録』日本銀行、昭和35年、82～84ページ）。
- (2) 日本銀行保有資料『震災後重要書類』（大正12年9月～12月）。
- (3) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」774ページ。
- (4) 同上、774ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (5) 同上、774～775ページ。
- (6) 同上、775ページ。
- (7) 大正12年9月30日付『中外商業新報』。
- (8) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」774ページ。

- (9) 前掲『震災後重要書類』。
- (10) 本店取引先でこの間に融資を受けなかった銀行が17行あった。
- (11) 石井寛治「地方銀行と日本銀行」(朝倉孝吉編『両大戦間における金融構造』御茶の水書房、昭和55年、所収) 142ページ。
- (12) 同上、145ページ。
- (13) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」778ページを参照。
- (14) 前掲『日本銀行沿革史』第2輯第4巻、昭和14年、247ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (15) 同上、252ページを参照。
- (16) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」779ページ。
- (17) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 大正13年5月の本支店事務協議会における深井英五理事の発言(日本銀行保有資料『支店長会議書類』大正13年、所収)。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(4) 本行の対策2 (特殊資金の融通)

上述のように人心と財界の安定を目的として一般金融の疎通をはかる臨機の諸措置を講じたほか、本行は被害の程度により、あるいは経済上の重要度により特殊な方面に対する資金の融通も行った⁽¹⁾。特殊資金の融通は規定に基づく手続き上の難易や資金の用途により融通方法を異にしたが、資金の用途別にその主要なものについて述べれば以下のとおりであった。

不動産金融に対する援助

本行は震災地における金融機関の復興ならびに地方金融界の安定を積極的に支援する方針を立てていたが、その趣旨を徹底するためには不動産に対する融通についても適当な措置を講ずる必要があった⁽²⁾。しかし、不動産担保の貸出は日本銀

行条例によって禁止されていたので、本行は間接的にこれを援助する方法を取った。すなわち、市中銀行で不動産を担保として預金支払資金等を調達する必要に迫られたものに対しては、まず日本勧業銀行に紹介し、同行において担保物件等を審査したうえ適当と認めて貸出を行う場合は、その不動産貸付に要する資金を本行から同行に供給することにした。また、この方法により日本勧業銀行から資金融通の承認を取得したものの、担保物件の登記その他の手続きが終わっていないため貸付を受けることが困難で、しかも早急に資金を必要とする事情のある向きに対しては、日本勧業銀行からの借入金で返済するという条件で、一時本行において資金融通の便宜を与える道も開いた。⁽³⁾

上記の日本勧業銀行に対する不動産金融資金の供給は当座貸越の方法によって行い、金利は日歩2銭2厘、本行の供給する資金の融通先は本行が通告するものうち日本勧業銀行が適当と認めるものに限定し、融通金額は一口ごとに文書をもって本行の承認を受けることにした。この「当座貸越契約ハ一ケ年ヲ以テ一期トシ已ムヲ得サル時ハ最長五ケ年迄御継続ヲ仰クコト」⁽⁴⁾になっていたが、日本勧業銀行の貸付期間はほとんどが2か年であったので、本行との最初の当座貸越契約期限であった大正13年（1924年）9月28日までに貸付を回収できる見込みはなかった。このため、本行は日本勧業銀行の依頼によりこの当座貸越契約を1か年延長したが、14年9月にさらに1か年の延長を認めた。

日本勧業銀行との協定に基づく本行の不動産金融資金の融通承認額は、12年9月27日から14年12月17日までの間に24銀行、31件、通計1940万円に上った。もっとも、実際の融通額は1319万円にとどまり（承認額の68.0%）、15年4月1日までにすべて回収された。

一方、急を要する資金需要のため本行から便宜的に前貸を受けたものが10銀行、1134万7000円あったが、このうち878万4000円（77.4%）は日本勧業銀行からの借入金で振替え返金され、201万3000円（17.7%）は別途返済された。高田農商銀行に対する55万円だけが、日本勧業銀行の融資が実行されず本行前貸金のまま長く存続した。

生糸荷為替資金の融通

本行は震災直後に生糸の担保価格引上げや準指定倉庫の承認などの措置を講じ、蚕糸金融の疎通をはかるとともに地方金融の緩和に努めたが、産地からの横浜向け生糸積出しに便宜を与えるため、大正12年9月20日、横浜正金銀行と次のような協定を結んだ。

イ、横浜正金銀行はその承認する横浜生糸問屋のために信用状を発行し、これを製糸家に交付する。

ロ、製糸家は上記信用状に基づき横浜生糸問屋を荷受人とする荷為替を取り組み、取引のある地方銀行に割引を求め、横浜正金銀行あてに為替書類を送付して取り立てさせる。

ハ、貨物到着時に横浜正金銀行は生糸問屋のために荷為替代金を割引銀行に代払いする。

ニ、地方銀行において荷為替取組み資金に差し支えある時は、横浜正金銀行は前もって資金を供給することがある。

ホ、場合により本行は上記の横浜正金銀行の信用状に基づく荷為替を再割引する。

この協定により、横浜正金銀行が9月24日～10月4日の間に横浜生糸問屋から発行の依頼を受けた荷為替信用状の金額は総計7263万円に上った。また、生糸荷為替の再割引を開始した9月23日から翌13年4月中旬までの本行再割引総額は2274万6330円に及んだ。これを本支店別に見ると、松本支店の再割引高が1687万円（全体の74.2%）、福島支店のそれが587万円（同25.8%）であったほかは、本店において1口・7200円の再割引が行われたにすぎなかった。

本行の生糸荷為替再割引残高は12年10月末の399万7000円を最高として急速に減少し、13年4月中旬末にはわずかの1万4400円となった。同月中旬以降は新規の再割引依頼はなく、以後、本行は震災前の方針に従って製糸資金の融通を行った。

証券市場復興資金の融通

大震災に伴う有価証券価格の下落により、東京株式取引所の取引員が被った損害は相当の金額に上った。このため、東京株式取引所はその救済策として清算取引整理資金 600 万円と取引員復興資金 686 万6000円の長期貸出を行うことを決定したが、取引所の資金の大部分を固定することは事業の性質上不可能であったので、本行はじめ銀行方面の援助を求めた⁽⁵⁾。その結果、日本興業銀行が融通することにまとめ、12年10月30日、東京株式取引所理事長名をもって取引員復興資金の融通依頼書が同行に提出されたのに伴い、本行は日本興業銀行がこの融資のために必要とする資金 686 万6000円を期間1年、金利は国債担保の手形割引最低歩合という条件で同行に融通することにした。

日本興業銀行に対する取引員復興資金の融通は12年11月7日に実行された。11月22日に56万5000円、翌13年2月4日に30万1000円返済され、残額の600万円は同年7月17日に一応完済されたが、日本興業銀行の取引所に対する融通金はまだ回収を完了していなかったため、本行の日本興業銀行に対する特別融通の期限は3回更新され、昭和2年(1927年)10月末日まで延長された。もっとも、同行に対する融通限度は期限の更新ごとに減額され、最後は270万円となった。

一方、東京株式取引所の国債市場は、震災直前の正味取組残高167万4250円の受渡しを大正12年10月15日に無事完了し、翌16日から取引を再開することができた。しかし、当時の金融界の情勢からみて、国債市場再開後の取引資金を円滑に調達できるかどうか懸念されていたので、国債取引員は日本興業銀行に国債担保の資金融通を要請した。これに伴い本行は、日本興業銀行の資金繰り上必要な時は、国債取引員に対する同行貸出に基づく債権を担保付で本行に譲渡させ、手形割引の方法により300万円まで同行に融資することを決定し、10月24日にその承諾を与えたが、日本興業銀行の国債取引員に対する貸出は実施されるに至らなかったため、同行に対する本行の融資も実行を見ずに終わった。

生命保険金支払資金の融通

震災後ほぼ旬日を経過した9月10日、生命保険協会加盟会社は総会を開き、被

災地である東京・神奈川・千葉・埼玉・静岡の1府4県における生命保険契約の取扱い方を協議した。その結果、被災者に対する保険金の支払いは完全かつ迅速に行うことを申し合わせたが、支払延期令が施行中であったので、一時本行から融通を仰ぎ支払資金を調達することにした。

当時、保険協会代表者の公表したところによると、大震災による死亡者は十余万人に上るとみられたが、老幼婦女が多く保険加入者の数はそれほど多くないと見込まれたので、保険金支払額は2000万円を出ないであろうと予想され、保険証券担保貸付あるいは解約による支払いなどを加えても、所要資金は総計5000万円見当に終わると推定された。本行は生命保険会社の融通要請を事情やむをえないものと認め、取引先銀行を通じ、または直接保険会社に融通することにし、9月22日、次のように生命保険会社に対する特別融通取扱い方を定め即日実施した。

イ、融資はなるべく本行の取引先銀行を通じて行う。

ロ、担保品は成規のものに限定しないが、市場で直ちに換価できるものとする。

担保価格は市中銀行に融資する場合の担保価格の95%とする。

ハ、適用金利(日歩)は、銀行経由の場合は国債担保2銭2厘、国債以外の成規担保2銭4厘、成規外担保2銭5厘とし、直接融資の場合は国債担保2銭2厘、国債以外の成規担保2銭5厘、成規外担保2銭6厘とする(9月28日以降、銀行経由・直接融資とも国債担保2銭2厘、その他担保2銭4厘の一定率とされた)。

ニ、融通期間は融資実行日から60日以内とする。

生命保険協会加盟36社の大正13年8月末までに至る1年間の震災による死亡保険金支払額は5617件・706万円、被災区域内の解約返戻金は1万1650件・172万円、同保険証券担保貸付金は2万1654件・601万円、合計1479万円にとどまり⁽⁷⁾、いずれも当初の予想をはるかに下回った。このように保険会社の支払額が予想外に少なかったことと、銀行預金の引出しが漸次自由になったため、本行が実際に行った生命保険金支払資金の融通も、帝国生命・大正生命・日本医師共済生命の3社に対する50万円にとどまった(いずれも直接融資)。

社債償還資金等の融通

大正12年9月～12月の間に償還期の到来する主要事業会社の社債は概算5700万円に上ったが、震災地の社債所有者は年末接近と復興資金の必要に迫られて現金償還を希望する向きが多かった。しかし、震災後数か月間の金融情勢のもとでは、社債償還資金の調達はもちろんのこと、利払資金の調達あるいは旧債の借換えも容易でなく、事業計画の遂行に要する新規資金の調達に至ってはいっそう困難であった。

このように社債償還資金等の調達難に陥った事業会社は、平素の関係銀行に対して資金供給を懇請し、あるいは日本勧業銀行や日本興業銀行に対して援助を要請した。しかし、各銀行とも手元資金に余裕がなかったので、相当多額に上るこの種の借入れ要請に自力で応ずることは事実上不可能な場合が多く、本行に支援を求めざるをえなかった。このような事業会社関係資金の融通は本行が平素取り扱うべきものではなかったが、震災後における財界の動揺を防止するという大目標にかんがみ、本行は当該会社の事業の性質、業態ならびに中間に立つ銀行の信用等を考慮して適当と認めた場合は、一時資金調達の便宜を供与することにし⁽⁸⁾た。

本行が震災後事業会社関係資金の特別融通を行った対象事業会社は8社を数え、承認した融通限度額は合計3850万円に達し、融通実行額（更新を除く）は3350万円であった。12年11月に融通を開始し、同年12月末の融資残高は2850万円に上ったが、翌13年7月2日までにすべて回収された。

為替銀行に対する在外正貨売却

すでに述べたように、震災後、外国為替銀行はいずれもその在外資金繰りがたちまち窮迫を告げたが、本行は横浜正金銀行からの援助要請に対応し、政府当局ならびに横浜正金銀行と協議を行い、取りあえず政府または本行の在外資金から米貨3000万ドルまで必要に応じて横浜正金銀行に売却することを決定し、9月7日、ニューヨーク代理店監督役に訓電を發して、同月14日から10月13日までに3000万ドルの在外正貨払下げを行った。

しかし、この在外正貨払下げにもかかわらず、横浜正金銀行ニューヨーク支店の資金繰りは好転しなかった。本行の同地代理店監督役は、横浜正金銀行ニューヨーク支店の資金繰りは10月中も不足をまぬがれず、在外正貨の払下げ続行はやむをえないと報告してきた。また、横浜正金銀行も10月には1900万ドルの資金不足が生じる事情を述べて、1500万ドルの正貨払下げを懇請した。本行は政府と協議した結果、本行から1000万ドル、政府から500万ドルを払い下げることにし、11月3日までにこれを実行した。

11月に入っても横浜正金銀行ニューヨーク支店は2960万ドルに及ぶ資金不足を予想していた。当時償還されたフランス政府国庫債券5000万円のうち米貨で受け取る分をもって資金不足を補う計画を立てたが、同行の受取り分は1300万ドルにとどまったので、月中なお1700万ドルの在外正貨払下げを必要としただけでなく、12月にも1980万ドルの資金を調達しなければならなかった。このため、11月中に政府から1000万ドルと本行から500万ドル、12月中に政府から2000万ドルの正貨払下げを実施した。このようにして震災後12年末までの4か月間に政府と本行が横浜正金銀行に払い下げた在外正貨の金額は、米貨で7600万ドル、英貨で100万ポンド（邦貨額合計1億6429万円）に上った。

為替銀行の外貨資金調達難は横浜正金銀行のみの問題ではなかった。台湾・朝鮮・三井・三菱・住友各銀行等も、海外における資金繰り窮迫の事情を詳述して本行の援助を懇請した。本行はそれぞれの事情を調査のうえ、政府とともに在外正貨を払い下げた。横浜正金銀行以外の為替銀行に対する払下げ高は、大正12年末までに米貨3665万ドル、英貨70万ポンド（邦貨額合計8126万円）に及んだが、横浜正金銀行1行に対する払下げ高の半分（49.5%）にすぎなかった。

以上のように、震災後から大正12年末までの間に、政府および本行が為替銀行に払い下げた在外正貨は2億4556万円の巨額に達したので、政府と本行の在外正貨高は急減し、12年末の残高合計は4億4450万円と、震災直前の同年8月末と比べても1億3038万円（22.7%）減少し、前年末と比較すると1億7098万円（27.8%）減となった（表2-5）。大正14年に期限の到来する四分半利付英貨公債償還資金2億2100万円、外債利払い資金1年分4800万円、復興資材輸入資金1400万

円、海軍省その他の対外支払い資金 600 万円、合計約 2 億 9000 万円を考慮すれば、12 年末の正味在外正貨残高は 1 億 5000 万円見当にすぎなかった。⁽⁹⁾ 在外正貨は⁽¹⁰⁾ 早晚行き詰まるであろうとみられたのは理由のないことではなかった。

表 2-5 在外正貨高

(単位：千円)

大正・年/月末	政府保有	日本銀行保有	計
11/12	516,148	99,335	615,483
12/6	488,593	100,761	589,354
8	479,262	95,620	574,882
12	374,672	69,827	444,499
13/3	392,446	10,745	403,191

(出所) 日本銀行保有資料『内外正貨』。

大正12年12月6日に政府は、輸入は輸出で賄える金額にとどめ、原則として正貨の払下げを行わないことを為替銀行に伝達するとともに、その旨を声明した。⁽¹¹⁾ この政府声明は為替市場に大きな影響を与え、12年11月中はまた48ドル台を維持していた為替相場も、翌13年1月中旬には44ドル $\frac{1}{2}$ を唱えるに至った。このため、山本権兵衛内閣に代わって13年1月7日に成立した清浦奎吾内閣は、同月16日、「絶対必要品の輸入に限り出来得るだけ在外正貨の払下げを緩和し、以て為替市場の不安を除去するに努め」る旨の声明を発表し、在外正貨の売却を再開した。⁽¹²⁾ 本行も政府の内示に基づき在外正貨の売却を行い、3月に入り売却余力が乏しくなっても政府の在外正貨を譲り受けて売却を続けた。しかし、復興資材の輸入税減免期限も迫り、為替の手当ても一段落したと見られたので、3月18日、政府は再び正貨払下げを原則として中止することを発表し、今後は為替相場の維持その他特別の目的を有する資金の調達のみを援助することにした。

ちなみに、13年1月～3月中に政府と本行が払い下げた在外正貨は米貨4500万ドル、英貨1564万ポンドに及んだが、在外正貨払下げ再中止を契機として為替相場は軟化し、為替問題が世上の論議の的となり、再び金解禁論が唱えられるようになった。

大正9年反動時との比較

関東大震災に際して、本行が講じた一般金融の疎通および特殊資金の融通に関する施策は以上のとおりであるが、当時、大正9年の反動期と12年の震災期とを比較して、その要点を書き留めたメモ（表2-6）が残されている。当時の本行理事麻生二郎が記したものではないかと思われるが明らかでない。いずれにせよ、9年反動時と震災時における本行の施策・特別融通の相違点がうかがえて興味深い。

表 2-6 大正9年財界反動期と大正12年震災期との比較

財界反動期	震災期
○ 商品其他物質の消滅なし	○ 物質の消滅多大なり
○ 財界当業者及銀行の消滅なし	○ 財界当業者及銀行自体の営業所焼失
○ 金融の一般的梗塞 主として銀行の警戒緩和	○ 銀行の開業資金——商工業者の営業所、生活本拠の応急建造——営業資金の入用
○ 全国的關係 性質により地方的に濃淡一ならず	○ 主として震災地を中心とす 一般的何事にも関係し東京最も濃厚
○ 資金需要の種類は多様ならざるも 事情に変化あり、急に応じ策応せり	○ 資金の需要の種類は多様なれども 事情は略同様にして変化少し、一律に比較的單純に策応し得たり
以上の事情の結果として	
○ 資金の供給は中央銀行として順当の経路をとり中間銀行を通じて之を供給せり	○ 平素の取引先たと否とを問はず 直接に貸出し個々の資金需要に応じ之を供給せり
○ 融通の予約丈けを銀行に与へ、市中銀行の自力により融通し実際に貸出しを見ざりしもの多し	○ 主として実際に融通をなし予約丈けにてすみしもの稀なり、唯生命保険会社に対するを例外とす
○ 貸出の回収は比較的順調迅速に行はれたり	○ 震災後の融通は相当多額長期に亘りて回収せられざるの傾向あり
	○ 中央銀行より出したる資金の利用不充分なり 現金取引

（出所） 前掲『関東大震災後金融資料』。原文の片仮名は平仮名に改めた。

まず、反動時には「貸出の回収は比較的順調迅速に行はれた」のに対し、「震災後の融通は相当多額長期に亘りて回収せられざるの傾向あり」とされていた点は見逃さないであろう。その理由は明記されていないが、9年の反動後における財

界整理の遅延に伴う市中銀行貸出の固定化傾向が、震災による物質的損害によっていっそう助長されることになったためである。

もう一つ見落とすことができないのは、反動時に比べて震災時のほうが特別融通に積極的であったように見られる点であろう。震災時には「平素の取引先たる」と否とを問はず直接に貸出し個々の資金需要に応じ」という記述はその一端を示しているが、反動時における実際融通額は2億4241万円であったのに対し、震災後大正12年末までのそれは震災手形の再割引を除いても8億1034万円に上り、反動時の3.34倍にも及んだ。この間物価はむしろ下落していたうえ、片や全国的、片や震災地中心という違いも考えると、震災時の特別融通はかなりのものであったといえよう。それは「確かに災後の財界不安を一掃する面においては大きな成功であり、その面からは大いに賞讃された」が、反面、「九年反動以来の整理の糊塗弥縫を寧ろ助長する放漫な救済貸出し」であったという批判⁽¹³⁾を招く原因の一つになった。

なお、上記のメモには記されていないが、見落としてはならぬ重要な相違点は、震災時の特別融通には政府による損失補償が付されたことである。本行が損失補償を求めたのは、予想される損失額がかなり大きかったこと自体よりも、当時むやみに膨張しそうな気配のあった救済融資の要請に歯止めをかける名目に利用しようとする点に主たるねらいがあった。

- (1) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」781～782ページ。
- (2) 同上、782ページ。
- (3) 同上、782ページ。
- (4) 日本銀行保有資料。
- (5) 同上。
- (6) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」790ページ。
- (7) 生命保険協会『生命保険協会70年史』同協会、昭和53年、143ページ。
- (8) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」795ページ。
- (9) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第2巻、同行、昭和56年、431ページ。
- (10) 前掲「震災ヨリ金融恐慌ニ至ル我財界」806ページ。
- (11) 同上、806ページ。
- (12) 『銀行通信録』第77巻第457号（大正13年2月20日）93ページ。

(13) 高橋亀吉『大正昭和財界変動史』上巻、東洋経済新報社、昭和29年、512ページ。

(5) 震災手形の割引

補償令に基づく政府・本行間の契約

大正12年（1923年）9月27日に公布施行された緊急勅令・震災手形割引損失補償令は、前述したように、本行が一定の条件を具備した震災地関係手形（いわゆる震災手形）を割り引いた結果損失をこうむった場合には、政府は本行に対し1億円を限りその損失を補償し得ることを定めたものであった。そのねらいは、関東大震災により多大の損害を受けた商工業者等を債務者とする手形であって、市中銀行が割り引いたものにつき、本行に常例によらず割引を行わせるとともに、これら手形の取立てを向こう2年間（その後延長されて4年間）猶予させることにより、当該手形の債務者である商工業者等に資産を整理し、支払能力を回復する機会を与える一方、市中銀行に対し回収困難となった震災手形を資金化する道を開くことにあった。

この損失補償令の実行に関して、12年10月13日、蔵相は命令書を本行に交付⁽¹⁾し、「時局ノ重大ナルニ鑑ミ、勅令發布ノ趣旨ヲ体シテ平素ノ慣行ニ拘泥セス臨機適宜ノ融通ヲ図リ、急激ナル財界ノ変動ヲ未然ニ防止シ、而モ適當ノ時期ニ於テ常道ニ復シ得ルノ用意ヲ忘ルルコトナク、以テ我国中央銀行ノ重責ヲ全ウスヘク、之カ実行ニ当リテハ左記条項ヲ遵守シテ謬ナカラムコトヲ期ス」るよう命じた。この命令書により、本行が割り引くことのできる震災手形の範囲、期間および取扱い方法等が定められたが、①重要なものについてはその都度大蔵大臣の承認を受けること、②震災手形に対する割引利子歩合は日歩2銭4厘とし、公定割引歩合を変更したときはそれに応じて増減するものとするが、大蔵大臣は特に必要ありと認めるときはその事情に応じて特別の利子歩合を定めることがあること、③本行が命令書の諸条項を遵守しないときは政府は契約を解除し、またはその損失の全部もしくは一部を補償しないことがあること、とされていた点は注目されよう。